水俣学　2024･1･11

新聞が伝えた水俣病事件の転換点＋１

高峰　武
（熊本日日新聞社元論説主幹）

高峰武　略歴

1952（昭和27）年7月　熊本県玉名市天水町生まれ
1971（昭和46）年3月　熊本県立濟々黌高校卒業
1976（昭和51）年3月　早稲田大学第一文学部仏文科卒業
4月　熊本日日新聞社入社
1977（昭和52）年3月　編集局社会部
1979（昭和55）年1月　南関支局長
1982（昭和58）年3月　編集局社会部
県警キャップ、司法・遊軍担当、水俣病、免田事件、川辺川ダム問題などを担当
1991（平成3）年3月　東京支社編集部長兼論説委員
細川護熙内閣
1999（平成11）年3月　社会部長兼論説委員
2005（平成17）年3月　編集局長
2008（平成20）年3月　論説委員長
2015（平成27）年6月　論説主幹（常務待遇）
2020（令和2）年7月　論説顧問終了

2020年４月　熊本学園大学特命教授　熊本大学非常勤講師

・著書・共著　『ルポ精神医療』（日本評論社）、『水俣病小史』（熊本日日新聞社）、『水俣病を知っていますか』（岩波ブックレット）、『熊本地震2016の記憶』（弦書房）、『8のテーマで読む水俣病』（弦書房）、『完全版　検証・免田事件』（現代人文社）、『生き直す　免田栄という軌跡』（弦書房）、『検証・免田事件　［資料集］』（現代人文社）
・関係した連載「ルポ精神医療」と連載「検証ハンセン病史」は日本新聞協会賞受賞
・高峰が代表を務める「免田事件資料保存委員会」は2023年の第44回熊本日日新聞出版文化賞の第1回熊本ジャーナリズム賞、日本記者クラブ賞特別賞を受けた

はじめに

- 事件史の三つのエポック

1・昭和34年11月、「チッソの工場排水を止めるな」と陳情したのは、オール水俣の市民だった。

1・昭和50年、熊本県議会議員が環境庁での陳情で「申請者にはニセ患者が多い」と発言した。水俣の“岩盤”の意識と無縁ではない。

1・2013年１０月、水俣と訪れた天皇（当時）は胎児性の説明を受けた時、「水俣は見捨てられたんですね」と感想を漏らした。

水俣病特措法をめぐる大阪地裁判決

- 2023年9月27日の大阪地裁判決は、原告128人全員を水俣病と認め、１人275万円、チッソ、国、県に支払いを命じた。
- 基になっているのは2009年の水俣病特措法。（一時金210万円）。公健法の認定（1600万円）とは異なる（行政の認定患者）。特措法は水俣病被害者と表現している。
- 特措法は対象者の生年や地域、受付を制限しており、判決はこれらを批判した。国の除斥期間主張も認めなかった。
- 実態に合った判決。海に行政の線引きはない。

水俣病事件は多面体である

- 世界に例のない事件をどの角度で見るか。 見る角度で見える事件の像が違ってくる。

〇数＝被害者は何人か→被害とは何か。誰が被害者と認めるか。
〇政治、行政＝なぜ事件が発生し、拡大し、救済が遅れたか。しかも熊本、新潟と2回も起きた。失敗の経験から何を学ぶか。
〇医学＝未知の病気を前にした時、何をすべきか。研究の体制は。コロナ禍にも相似形はないか。
〇社会＝多数の利益が少数の犠牲の上に成り立ってはいないか。今も繰り返されてはいないか。私たちはこの構図を克服したのか。
〇文学・表現＝事件に関係した人たちは何を見、何を訴えたか。事件の中の人間とは。人が生きるとは、命とは。
〇地域社会・自治＝地域の主人公はだれか。企業か、住民か。住民は何をすべきか。企業の役割は。

・これらの答えを見出すためには、水俣で何が起きたか、事実を知る必要がある。これがすべての出発点だ。そして最後は自分で考える。

水俣病の67年とは（総論）

◇なぜ続いているか

・不作為の歴史が問題を生み続けている。
・加害者が被害の全体に向き合わなかった。
・被害者が異議を申し立て続けている。

◇無視された〝小さな〟訴え

・被害者の声　漁民や被害者の声が無視された。
・チッソの排水を止めることを求めた水産庁の意見は聞き入れられなかった。
　霞が関の論理、政府の論理。
・多数の側の利益を守るために少数を犠牲にする構図。それは今も続いてはいないか。往々にして、多数の側はそういう構図に無関心である。

◇失敗こそが最高の教訓になる

・私たちの社会はチッソの工場排水を止めなかった。
・水俣病は熊本、新潟と2回も繰り返された。なぜか。何が優先され、何が無視されたか。ここから何をくみとるか。
・本当の反省は身を切り刻むことから始まる、言葉ではなく。
・「負の遺産」を「正の遺産」にどうやって転換するか。
・コロナ禍でも似たようなことが繰り返されてはいないか。

- サインを見逃すな

　水俣病事件史をみれば、自然界は異変を私たちに伝えていた。その貴重なサインを見逃したことが被害を大きくした。この教訓に学びたい。

猫てんかんで全滅

ねずみの激増に悲鳴

水俣市 浜漁部落

三十一月水俣市浜漁部落石牟礼部落さんぞくにはねこ猫がねずみが激増して困りきれなくなり、手がつけられないと部落方を申し込んだ。

同部落は百二十戸の漁村だが、不漁続きなことに大目初めこしらえ

ら急に猫が狂いだし始め（部落）ではねこテンカンというっていう）百匹ほどの猫がほとんど死亡してしまい、反対にねずみが激増、大騒ぎで部落中を荒し回り、被害はますます大きくなる一方、あわてた人々は各方面から猫を取ってきたが、これまた気が狂ったように狂ってしまうというので遂に市に泣きついてきたものと初つた。

なお同村には水田はなく漁獲の関係などと思われが、不漁続かつ

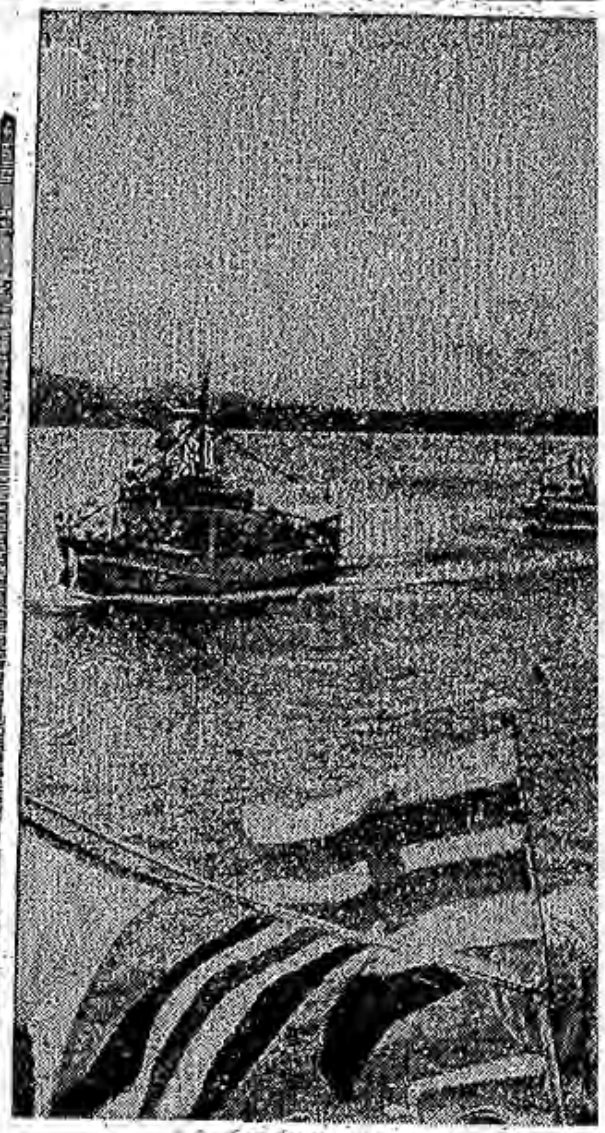

エロ本遠慮

八代の母親

佐賀にはんらんするエロ本、雑誌類の問題になっているが、八代地方の会、子供を守る会八代支部（会長浜崎栄子氏）では本屋さんの店頭にいかがわしい本、雑誌を

ら販売するがるや新聞紙でもねずみ遠慮にのり出すことになった。

て子供たちの目にふれないで良心的売り方をして

女中にかみつく

市内米屋店主高村上海三十日午後十一時ごろ酒・小物・で酒をのん

酒にはんらんするエロ本、雑誌類の問題になっているが、八代地方の会、子供を守る会八代支部（会長浜崎栄子氏）では本屋さんの店頭にいかがわしい本、雑誌を

ら販売するがるや新聞紙でもねずみ遠慮にのり出すことになった。

上十二月

西日本大会、本社後援プロ野球大会（水俣地区）鹿児島水泳場日本海の祭り、原爆慰霊大会、（川崎小）八代市民祭大会（大田郷小）金九街道大会（人吉成内）

【八日】立秋、荒尾田島、水俣大会、八代青年団推進部会（有佐小）華北、佐賀郡郡、蔵素（宝

市内）天草大矢部町うら盆、八代ノンプロ野球、"酒日本会"大会、八代作品展覧

【十二日】農本部市産業大会（山郷小）荒尾リズム部部賀会、水俣祭り（市立病院）

【十三日】八代青年団推進（川川）人吉日発火大会、盆踊流し。

【十四日】水俣祭流し（水俣

【三十三日】農本部部会（川郷小）

【三十四日】猫地大神宮上荒城部落祭り、水俣、盆踊、祭り、水俣、盆踊、祭り、水俣、盆踊、

最初の報道から何を学ぶか

・昭和29（1954）年8月1日の熊本日日新聞。最初の水俣の被害を伝える記事だった。

・茂道という水俣の漁村で約100匹いた猫が全滅。ねずみの駆除のため外から持って来た猫も狂い死にした。

・短い記事だが、今から見ると大きなヒントが隠されていた。①猫が食べるのは魚。茂道は漁村＝魚に何か原因があるのではないか？②よそから持って来た猫が死ぬ＝猫ではなく、茂道という場所に原因があるのではないか？③記事によれば茂道は漁村で、水田はない＝つまり、農薬は関係なさそう？

・今から見れば魚の汚染という大きなヒントを示唆する記事だった。しかしこれ以降、記事はない。そして昭和31年5月1日、人間の被害が初めて報告される。茂道はその後、患者多発地区になっていく。

・当時、鳥が落ちたり、魚が死んだりしていた。

・自然界はその異変を私たちに伝えていたのに、人間はそれを生かさなかった。

・記事も一回切り。その後の検証記事か続報があれば、記者は人間の被害に出遭ったはずだ。

教訓＝自然界のサインを見逃さないことが重要。環境の変化には最大の注意を払うべきである。環境問題は世界各地で見られる。注視する姿勢を持つ。今も生きる教訓だ。

不知火海周辺で猫の異常死が伝えられていたころ、水俣湾の恋路島周辺ではこうした帆走競技大会も行われていた。自然界の変化を深刻に受け止めなかったことが、その後、大きな被害をもたらすことになっていく。

（1954年7月）

チッソによる環境の私物化、そして海の汚染

- チッソの発足は1908（明治40）年。水力発電の電気を使った化学工場。操業間もないころから海の汚染で漁民とトラブルを起こす。1926（大正15）年、永久に苦情を申し出ないという条件で、水俣漁協はチッソから見舞金1500円を受けとる。環境の“私物化”の始まり。
- 1932（昭和7）年、チッソが水俣病の原因物質の有機水銀を生むアセトアルデヒドの製造を開始する。アセトアルデヒドはビニールなどの原料。化学製品の元。その後汚染が激化。水俣の漁協は漁業権を放棄してチッソから埋め立てによる補償、融資を受けることを繰り返す。そして水俣病発生へ。
- 水俣はチッソの企業城下町だった。環境は誰のものか、地域の主人公は誰か、という問題がここにはある。環境は公共の財産であるという認識が大事だ。

水俣病公式確認となった第1号患者の家（中央奥）がある水俣市月浦坪谷。家の窓から釣りができるような、海と密接につながる暮らしだった。最初の被害の届けは子供が多かった。環境汚染は弱い人たちをまず襲う。水俣保健所長から熊本県への最初の報告のタイトルは「水俣市字月浦附近に発生せる小児奇病について」だった。（2022年9月）

実は、チッソによる汚染の調査はされていたのだ。熊本県の三好報告書

- １９５２年、汚染の悪化を訴える地元の要請で、熊本県水産課係長・三好礼治が現地調査を行う。報告書（復命書）の中で、「排水に対しては必要によっては分析し成分を明確にしておくことが望ましい」と指摘した。
- しかし、この報告書は具体的に生かされることはなく、チッソの排水への対策も、チッソ自身の対策も取られなかった。
- 報告書にはチッソの「工場排水処理状況」が添付され、アセトアルデヒド酢酸工程の原材料として「水銀」が掲載されていた。しかし、このことは原因究明に生かされることはなく、熊本大学医学部の研究が原因物質の有機水銀に到達するまでには多くの時間がかかった。情報の連携の悪さ。
- 当時の日本の政治、行政は化学工業保護政策をとっていた。しかも漁業被害への対処も金銭補償が中心だった。一方でチッソによる環境の私物化はどんどん進んだ。
- 環境汚染を早期に把握し、健康被害をどう食い止めるか。情報をどう広く共有するのか。貴重な教訓だ。

少数を犠牲に多数の利益を守る

　チッソ水俣工場の操業継続を求めたのは多数の市民だった。チッソが操業を停止すれば自分たちの生活が影響を受ける、というのが理由だ。水俣市の税の半分をチッソと関連企業が負担。こうした構造は今、完全に脱却したと言えるのか。東日本大震災でも同様の構図が。

水俣工場

廃水停止は困る

市民の生活に響く

各種団体が知事に陳情

"若日廃水停止の"廃水即時ストップは水俣市民全体の"死活問題"と水俣市の中村市長、浦上議長、金子市立病院長、江口水俣漁協組合長ら二十八団体の代表約五十人は、漁民を除いた"オール水俣"の形で七日朝本庁に寺本知事を訪ね"廃水の即時停止を要望している水俣火害水害防止対策委員会と対立する問題にあることを示した。

廃水停止陳情で知事に懇願する水俣市各種団体(県庁会議室にて)

議長会、水俣病対策特別委員会で"水俣病患者の発生が絶えず、五百の患者は、廃棄物からの汚染もあり、廃水即時停止のための条例制定の話まで出た。しかし水俣市が新日窒水俣工場に大きな影響を与えているので"廃水即時停止は工場の一時閉鎖と同じだ"と知事に陳情方を訴えたもの。

陳情団の話では市税総額二億八千万円の半分を工場に依存し、また工場が一時的にしろ閉鎖を中止すれば、五万市民が何らかの形でその影響を受けるという。

これに対し寺本知事は"工場も漁業も県内の産業である。この立場で問題解決に当たりたい。私の見たり聞いたりでは工場の廃水処理はいまはいかが、過去は相当ズサンなものだった。四月のみなさんもこのことをきき、問題が解決にかたづくよう努力してほしい。"と答えた。

陳情団はこのあと県漁連に対し一日の漁民の暴力行為を抗議するとともに、県の立場を伝えた。

一時間の職場大会ひらく

全電通三支部

全国労組本社労組等下の新本社労局、新本工場、大分県日窒工場の三支部(千百人)は七日職場時から一時間職場集会をひらいた。これは協約される山口県防府製塩工場の従業員四六十人の配置転換、仮処分の完全撤廃、仮分解を要求してひらかれたもので、この影響で新本工場で結局ほぼ約四七万本、日産工場でほぼ二百五十本が欠勤になったものとみられる。

不知火の指定海域

寺本知事記者会見

経企庁に要請する

寺本知事は水俣市からの陳情を受けたあと記者会見し"水質保全法にもとづいて経済企庁が不知火海を指定海域にするよう同庁に要請する"とつぎのように語った。

水質保全法では汚水で被害発生した場合は、経済企庁長官が水質を指定し、その水域の水質基準を決めることになっている。しかし不知火海関係の漁業がまだなく、水域も指定されていないので、同庁に指定方を要請する。指定がおくれれば漁業問題をつくる恐れがあろう。

六日の県議会産業委員会の決定にもとづいて、七日寺本知事から新日窒水俣工場と県漁連に協力方をあっせんに立ちたち資金を出した。しかし双方が譲歩を拒絮、会談の結果はくれぬ話に終ま

盛亀談評

岩松冬衛

ないだろう。

熊本市議会の会期は五日間

熊本市議会運営協議会は七日ひらかれ、また十日開会する十一月定例市議会の会期を協議し結論、十四日までの五日間とすることを決めた。日程によると十日は提案理由の説明と一般質問、十一、十二、十三の三日間は委

選挙無効 納代保守議

八代市議会の保守派三十一人の議員は七日午後一時から自民党支部のクラブで協議の結果、「四月の市長選は無効との政務官の発言は納得できない」として、地元市選挙管理委員会に対し、世話人として西野(元)、田口、久保田(力)、島田、鶴、松本(博)の六議員を選出した。世話人会は七日午前十時から市議長室で打ちあわせののち、世話人会を西野元氏ほか三十人の署名で次の通り声明書(要旨)を発表した。

市議選の選挙無効との発言を見ると内容において疑問点が多

逆評定

市教臨時大会

熊本市教組の臨時大会は七日午後一時半から熊本市五福小講堂で代

１９５９年１１月８日付熊本日日新聞朝刊を読む１

- １）まず、排水を止めるな、と陳情した人たちは“オール水俣”と呼べる人たちだった。市長や市議会、商工会議所、農協、労組など２８団体の代表約５０人が、「廃水停止は困る　市民の生活に響く」と熊本県知事に陳情した。記事によれば「市税の半分をチッソに依存、チッソが一時的にしろ操業を中止すれば5万市民が何らかの形で影響を受ける」とある。認定患者79人
- ２）この“オール水俣”に入っていないのは、漁民、水俣病患者家族である。多数の市民と少数の漁民、患者家族。多数の生活を守るために少数の漁民、患者家族が犠牲になる構図がここにありはしないか。この背景には、１１月２日に漁民たちがチッソ水俣工場に押し掛けたことに対する市民側の危機感もあるが、この多数の市民対少数の患者家族という構図は水俣病事件史で繰り返されていく。

１９５９年１１月８日付熊本日日新聞朝刊を読む２

さらに、ここには二つの問題が隠れている。

１）その後、チッソの操業継続を求めた市民の側に、水俣病の被害を訴える人たちが出てきたことだ。後のことだが、現在の視点で見れば被害者同士が対立していたとも言える。被害の広がりの調査を怠ったことが一番の原因だが、事件史の複雑な一面でもある。

２）もう一つ、情報の共有という問題がある。陳情の前月の１０月、チッソは内部の猫実験で、工場廃液を投与した猫の水俣病発症を確認していた。附属病院の細川一院長の猫４００号実験だ。しかしその実験結果はかん口令がひかれ、外部に知らされなかった。もしこの情報が何らかの形で知らされていたら、水俣の市民たちは果たしてこのような行動をとっただろうか。情報をどうオープンに国民のものにするか、今につながる問題である。

チッソ付属病院の細川一院長

細川博士の猫400号実験1

- 「原因不明の中枢神経疾患多発」、1956年5月1日、水俣保健所へ届け出。「多発」の意味、それ以前に経験のない患者の入院
- 早い段階から工場を疑う。排水路の変更も反対、変更先に患者が出たら・・・
- 1959年7月、アセトアルデヒド製造工程の廃水を直接猫に投与。個人の責任で始め、標識にも「係排水」とだけ記した。
- 10月6日、猫400号が発症。裁判の証言では、会社に報告すると、会社に実験の中止を言われ、その後、試料採取も出来なくなった。

細川院長の猫400号実験2

・慎重な細川院長は、猫の解剖を九州大学に依頼するとともに、実験をさらに進めたかったが、会社が中止にした。「あの時点で公表すべきだったなあ」と妻に後に語っている。猫400号が社会に知らされるのは随分後になってのことである。

・水俣病一次訴訟の臨床尋問（がんのため入院中）で、斎藤次郎裁判長の質問に対して、自分は「1957年ごろから工場排水が疑わしいと思っていた」と答えている。。

・細川院長は、水俣病（公式確認）の発見者、原因究明者（猫400号実験で工場排水が原因と究明）、最後は裁判で会社の告発者となった。

・尋問から3カ月後の1970年10月に亡くなった。享年69だった。

細川院長の猫400号実験・3

- 細川院長はこんな言葉を残している。重みのある言葉である。
- 「水俣病患者のなかにはあるいは患者でない者がまじって入ることがあるかも知れない。しかし、肝心なことは、そうしたことより、入るべき者がぬけてしまってはならないことである。あまりに正確さを求めることは意味がない」
  （臨床尋問を担当した坂東克彦弁護士の「細川一先生の臨床尋問」から）
- 「公害と人の健康や病気との関係にはまだあまりにも困難なことが多い。このことが対策の遂行をおくらせる理由にしてはならない。又現象や症状をしらべる丈けではいけない。何とならば之等は事後の救済には役立つが、十分な公害防止策には役に立たないと思う。公害においては救済より防止の方がはるかに重要な仕事であるからである」（「細川ノート」より、原文のまま）

熊本日日新聞　昭和38年(1963年)2月17日　日曜日　第7580号（日刊）

熊本日日新聞

発行所 熊本日日新聞社

熊大研究班

水俣病の原因で発表

〝製造工程中に有機化〟

入鹿山教授 有害物質を検出

重視

影響

機運

はごろもわた
脱脂綿は羽衣綿

宣話政界

音をあげた官房長

厚相、代案

医療行政 調査

© 熊本日日新聞社 1963

熊本大学の研究班が、工場の中で有機水銀が生成されていたことを突き止めたことを伝える熊本日日新聞（昭和３８年２月１７日付）。熊本地検の検事正は「重大な関心」とコメントしたが、司法も行政も政治も動かなかった。

有機水銀をチッソ水俣工場から検出

- １９６３年２月、熊大医学部の入鹿山且朗教授が、アセトアルデヒド製造工程中のスラッジからメチル水銀を検出した。これまで、「使っていたのは無機水銀」と主張していたチッソだったが、この研究は原因究明の決定打とも言えるものだった。
- 厚生省の五十嵐局長は国会で、「新しい意見が伝えられたので、必要な措置を検討」と答弁した。
- 熊本地検の検事正も「大いに関心をもたねばならない」とコメントした。水俣病問題で熊本の司法のトップが初めてコメントした。異例のことだった。
- しかし結局、その後どこも具体的には動かなかった。ここでも不作為が繰り返され、何らの対策も取られなかった。
- そして１９６５年に新潟水俣病が確認されることになる。熊本の水俣病にきちんと向き合わなかったことが第２の水俣病を引き起こした。

不作為の結論
2004年の最高裁判決

- 2004年10月　最高裁で国と熊本県の責任が最終確定する。
- 国は1959年11月末までに①重大な被害の継続を認識②原因はある種の有機水銀化合物で排出源はチッソ水俣工場と認識でき③当時でも水銀の分析は可能だった。
- 国は旧水質二法で排水停止などを、熊本県は漁業調整規則で排水を規制すべきだったのに、これを怠った。=不作為の責任
- しかし、実はこの議論は1959年に水産庁が指摘していたものだった。それ以前にも漁民などが求めていたもの。この結論がでるまで実に公式確認から48年も経過していた。遅すぎた確定であった。

水俣病をめぐる刑事事件
チッソの排水路変更とは

- チッソは1958年9月、それまでの百間港から水俣湾に流していた工場排水を反対側の八幡プールから水俣川河口へと変更した。
- ところが翌1959年には水俣川河口周辺で新しい患者が発生した。被害が広がったのだ。
- この排水路変更は、水俣病事件の刑事責任を問う裁判（後述）で、チッソの社長と工場長が業務上過失致死傷罪で有罪になる決め手になった。
- しかしこの排水路変更も、社会的には知らされず、チッソ社内にとどまった。水俣川の方に新たな患者が出るという貴重なサインはここでも見逃された。

チッソ元社長・工場長の起訴を伝える熊本日日新聞（1976年5月5日付朝刊）

熊本日日新聞　昭和51年（1976年）5月5日　水曜日　第12351号（8刊）

チッソ元社長・工場長 起訴

熊地検 水俣病の刑事責任を追及

発生から20年ぶり

業務上過失致死傷の疑い

吉岡・西田の2人 北川氏は不起訴

水俣病患者を生んだ西岡排水口付近の水俣湾。いまも水銀ヘドロで埋まる

吉岡元社長　西田元工場長

起訴までの経過

こどもの日

熊本日日新聞

発行所 熊本日日新聞社
熊本市上通町2-25-10
TEL(096)355-3131
郵便番号 860
©熊本日日新聞社 1976

株式・割引債・公社債・地方債
南九州唯一の地場証券
大熊本証券
本店・熊本市下通一丁目一九
TEL(0963)2-1177
●営業所＝天草・八代・玉名

び首位に

州農業白書

企業犯罪の"抑止力"に

遅れた捜査、立法の怠慢

解説

"食糧基地"の期

【被害者一覧表】

氏名	住所	年齢	発病
中村示郎	水俣市浜町	52歳	34年4月
新垣義雄	芦北郡芦北町湯浦	34歳	34年9月
前田初松	芦北郡芦北町女島	61歳	34年9月
前田谷義	芦北郡芦北町湯浦	19歳	34年9月
西岡 保	芦北郡芦北町湯浦	46歳	34年10月
上村伸作	芦北郡芦北町湯浦	12歳（当時）	35年8月
新ひとみ	芦北郡芦北町	生存16歳（当時）	34年9月

きょうのニュース

水俣病刑事事件１

- 1976年5月4日、熊本地検は吉岡喜一元チッソ社長と西田栄一元工場長を業務上過失致死傷罪で起訴。四大公害事件で唯一の原因企業の起訴だった。
- 熊本地裁で79年3月22日、禁固２年、執行猶予３年の判決。88年2月29日、最高裁で確定。
- 業務上過失致死傷罪　業務上必要な注意を怠ったことで、人を死なせ、あるいは障害を負わせる犯罪。工場を操業する、車を運転する、などを「業務上」と位置付ける。

水俣病刑事事件２

- 問題点

1）遅すぎた起訴。公式確認から20年たっていた。元々、検察は国会答弁などでは時効が来ているなどとして否定。しかし、患者が抗議の過程で起きた行為で起訴されたりなどしたため、加害者が何も問われないのはおかしいと告訴。警察、検察が再検討して起訴。

１）起訴に当たっての難問。時効の壁をどう乗り越えるか。着目したのは昭和48年6月に死亡した胎児性患者。その患者は昭和35年８月生まれ。社長は昭和33年1月から39年11月まで、工場長は昭和32年1月から35年5月まで務めた。胎児性、つまり母親の胎内で二人が流した危険な排水で傷害を受けたという事実。そしてその胎児性患者が死亡した日を時効の起算点として、犯罪行為を遡らせた。（観念的競合）

水俣病刑事事件3

- さらに、この考えでは、胎児への傷害を人への傷害とみなせるか、どうか。確定した法律的判断は当時なかった。当時の直接の責任者。「難しい理論構成だった」
- 判決は有罪。熊本地裁は「胎児は人の萌芽」という見方だったが、最高裁は「母体の一部」という考えを示した。
- この裁判で四大公害で唯一の起訴で「画期的な起訴」と評価した声もあったが、「遅すぎた起訴」と批判の声も。事実、遅すぎたが故に被害者も7人に絞らざるを得なかった。しかも罪状が交通事故並み。殺人ではないか、という声も残った。
- 「検察がチッソを起訴するのを怠ったために被害が広がった、検察の罪は裁けないのか」（患者の浜元二徳さん・原田正純著『水俣病は終わっていない』）

チッソの島田賢一社長に迫る
川本輝夫さん（1973年3月25日、チッソ本社）

司法の不作為を指摘した判決もある・東京高裁の公訴棄却判決

- １９７７年６月、水俣病患者の川本輝夫さんがチッソとの交渉の過程で、チッソ社員に傷害を負わせたとして起訴され、一審で執行猶予付きの罰金５万円の判決だったが、東京高裁は、起訴そのものが不当として公訴を棄却した。検察官の公訴が否定されたのは極めて異例の判決だった。つまり、これは「事件にしてはいけない事件を検察が立件したのは間違っている」と裁判所が判断したことになる。ここには水俣病事件史への深い洞察があった。
- 判決文の中に、事件史に触れたこんなくだりがある。
  「実際、司法の動きは加害者に緩く、被害者に厳しかった。県警も地検もその気があれば加害者を処罰し、被害拡大を防止できたのにしなかった。これは行政、検察の怠慢だ。これにひきかえ漁民に対する処罰は迅速、悛烈だった」

この判決は最高裁でどうなったか

- 1980年12月17日、最高裁第一小法廷は上告棄却の決定。公訴棄却が確定した。
- しかし、３対２。
- 多数意見も、「公訴棄却の判断は失当だが、被告人が公害によって父親を失い自らも健康を損なう結果をこうむっていることなどを考え合わせると破棄すべきではない」
- 少数意見は原判決破棄。

日本経済新聞　昭和50年(1975年)8月8日　金曜日

申請者に二セ患者が多い

"補償金"が目当て

特別委発言 環境庁はア然

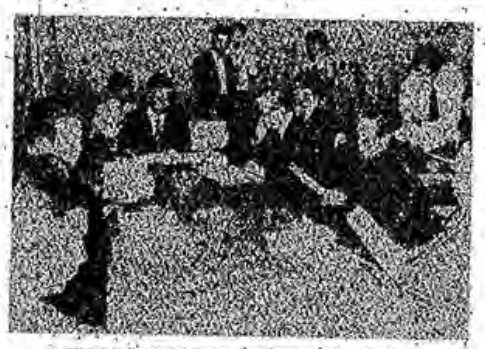

環境庁を声嵐わせた現公害対策特別委の視察団（左側）

バン、貸切バスに衝突

七城 [illegible]

爆発物を運ぶ日本赤軍ゲリラ二人（左）
ア軍の爆弾処理班（UPI・サンダ共同）

脚本通り、人質

ゲリラ ペー

子供道連

ニセ患者発言

- １９７５年、県議会議員が環境庁に陳情した際、「申請者にニセ患者が多い」との発言があった。「補償金が目当て」。「ニセ」ということは存在の否定。
- 被害の全体に向き合おうとしないことの象徴。折に触れて出てくる。被害者が名乗り上げにくい構図。本人申請主義。
- ニセ患者発言訴訟で、熊日は原告の立場で補助参加。「こういう姿勢が水俣病を生んだ」

水俣という岩盤

- チッソを守れ、という声は根強くある。折に触れて出てくる。チッソあっての水俣
- 川本輝夫さんたちの行動や裁判全国的に注目を集めた時、水俣ではビラ合戦。ビラには「チッソがあるから水俣に特急が止まる」などの文言も見える。
- １９９４年、吉井正澄・水俣市長が。「十分な対策を取り得なかったことを誠に申し訳なく思う」と謝罪し、「もやい直し」を提唱。「もやい直し」は船のロープをくくり直すこと。しかし岩盤は厚い

見舞金契約

- １９５９年１２月３０日、チッソと水俣病患者家庭互助会との間で結ばれた。
- 死亡者に弔慰金３０万円に発病から死亡までの年数に１０万円を掛け加える一時金。葬祭料２万円。年金１０万円。
- 第４条　将来、チッソの排水が原因でないと分かれば打ち切る。
- 第５条　チッソの排水が原因と分かっても新たな要求はしない。
- １９７３年の一次訴訟判決で公序良俗違反で無効。（資料）

水俣病第一次訴訟

- 1969年6月14日、熊本地裁に提訴。水俣病患者家庭互助会の訴訟派28世帯112人がチッソを相手に。企業城下町で初めて。患者団体は分裂。多数派は厚生省に一任。原告代表の渡辺栄蔵さん、「今日ただいまから国家権力に立ち向かうことになった」。実は見通しが厳しいの声も。予見可能性、過失。水俣病研究会　安全性の考え方
- 裁判のハイライト　チッソの労働者が内部の様子を証言。「内に労災、外に水俣病。ずさんな排水処理」。チッソ附属病院の細川一院長が証言。「猫４００号の実験で水俣病発症。会社から実験の中止と口外することを禁じられた」。細川氏は証言後、間もなく死亡。
- 1973年3月20日の判決。患者勝訴。確定

1・水俣病の原因はチッソ水俣工場。

1・チッソに過失。「化学工場は住民への危害を未然に防止すべ高度の注意義務がある」

1・1959年の見舞金契約は公序良俗違反

・斎藤裁判長が異例の談話。「公害の解決には関係者の誠意ある努力が必要」

・今年判決から50年。本当に学んだのか。誠意ある努力は。

水俣病一次訴訟判決の日の熊本地裁前。判決は患者側勝訴。賠償額は1600万円－1800万円。チッソの過失が確定した。（1973年3月20日）

熊本日日新聞
夕刊
発行所 熊本日日新聞社
熊本市上通町2番33号
代表電話(0963)52-3131
郵便番号 860
©熊本日日新聞社 1973
3月20日
（火曜日）

御晩酌タイム
セット 380
事件簿 一百円
5時～8時迄
毎月第1・3日曜日は休ませて頂きます
たそがれ酒場

賠償、患者はほぼ全額

水俣病に熊地裁判決

総額で九億三千万円 家族は一部減額

排水注意義務怠る

チッソに厳しい裁き

判決理由の骨子

❶水俣病の発症は、被告チッソ水俣工場から放流されたアセトアルデヒド製造設備廃水中の有機水銀化合物の作用によるものである。

❷被告チッソ水俣工場では、この廃水を工場外に放流するにあたり、合成化学工場として要請される注意義務を尽ったかは、被告に過失の責任がある。

❸いわゆる見舞金契約は、公序良俗に違反し無効である。

❹原告らの損害賠償請求権の消滅時効は、未だ完成していない。

❺よって、被告は原告らに対し、不法行為に基づく損害賠償の義務がある。

公序良俗に違反 見舞金契約は無効

患者の言い分通る

原告・浜元二徳さんの話

企業と政治の努力を

斎藤裁判長談話

胎児性患者の智子ちゃんを抱いて入廷する上村好男さん

年に1度!! 絶好のお買得チャンス!! 3月21日→3月31日

そのとき「Vサイン」もなく

遺影を抱いてメモ

沈痛な面もちの原告席

水俣病は終わらない

判決は下った…だが、この少女を救う手だてはない

この子がいる限り

生ける人形の松永久美子さん

誕生日に迎えた判決

新しい闘いの出発点

田上義春さん

春やワ ホール協開
恒例 さくら祭り
ビール・お酒飲み放題！
演歌の女王！
20日▶31日
20～21日 畠山 みどり
ショー代はいただきません
国際観光キャバレー 銀河
TEL(0963)3311番

九州自慢の酒
鶴
ヒヨフクル
熊本日日新聞
比翼酒造KK

有名専門店・デパート・大型店
熊本日日新聞社の販売部門は、「熊本日日新聞」の販売を通じて、皆様の生活に役立つ商品を提供致します。
熊本日日新聞社販売部

熊本日日新聞（夕刊）　昭和48年(1973年)3月20日　火曜日　3版　(4)

"カネでからだは返らん"

"判決"に17年の涙

苦しみはこれからも

寝たきりの築地原さん

入廷する坂本フジエさん、しのぶちゃん母子

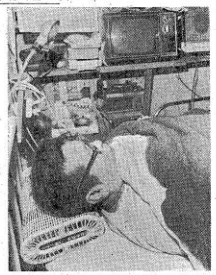

判決にも行けず、寝たきりで判決のもようを伝えるテレビに聞き入る築地原司さん（芦北郡津奈木町の自宅で）

「裁判では思いは晴れぬ」のシュプレヒコールがこだまする熊地裁前の"告発"集会

"これでひと区切り"

肩の荷おろした市民達

現地水俣

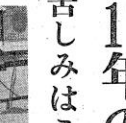

前田則義さん

補償額、早急に会社に申入れ

公調委調停決の前田則義代表

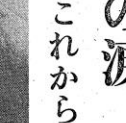

松永善市さん

全患者の救済を

チッソ水俣問題組の松永善市代表

美観で具体的行動とる

補償処理委一任派の本田啓吉代表

いつまでも患者さんと共に

告発する会の本田啓吉代表

家族の苦しみ加味されず…

自主交渉派の川本輝夫代表

海水魚と器具
泉水の鯉由郵
養殖器具
なんでも揃う
松島養魚場
熊本（御山町）
TEL.(2)2531
鮮魚センター
島崎町（三菱前）
TEL.(8)0749

錦鯉と熱帯魚

レジャー
資金なら…
おまかせ下さい
利子のお話さん
サラリーマン諸氏
ローンで安くしましょう。
サラリーローン
旭プロミス
熊本・国府通停留所
TEL.(6)6121

漢方薬
神経痛・高血圧・
ヒステリー・喘息・
肝臓・癌息・
婦人病
熊本駅前
寿日町薬局
熊本・通町筋停留所
TEL.(8)3456

慢性・急性病に

別府温泉旅行
熊本市内各地発
別府温泉
観光・別府・阿蘇・湯布院・
別府・阿蘇・湯布院・
別府・阿蘇・湯布院・

補償協定書

- １次訴訟判決の患者勝訴判決を受けて、自主交渉派と1次訴訟原告団が約4カ月の交渉の末に1973年7月にチッソと締結。
- 患者と認定されれば1600万円、1700万円、1800万円の3ランクの慰謝料。
- 裁判では解決しなかった年金などが入る。
- チッソは潜在患者の発見に努めるとあるが、守らず。
- チッソは今、裁判でいったん補償を受けた人にはこの協定を適用しないとの態度。
- 裁判の勝訴は企業城下町の壁を破る。申請者の増加。

熊本日日新聞
朝刊
発行所　熊本日日新聞社
〒860 熊本市上通町2番33号
代表電話(096)327―3111
情報新聞製作センター
代表電話(096)381―3111
© 熊本日日新聞社 1989

有機水銀　国際基準強化の素案

環境庁が反論書作り

〝行政への影響甚大〟

人体への有害度研究　IPCS

馬場代議士が調査　緊急予算で研究班

世界的な水銀汚染の広がりの中で、WHO（世界保健機関）などの国際機関でつくるIPCS（国際化学物質安全性計画）が、胎児への影響を視野に、有機水銀の環境基準を段階的に厳しくしようとする素案を作成、各国に送付した。これに対し環境庁は、素案通りでは保険などの環境行政への影響が大きすぎるとして、緊急調査費を組み、研究班を組織、反論の書面作りを進めていることが1日までに熊本日日新聞社の社会部の馬場鉄代議士（熊本二区選出）の調査で分かった。【2、3面「関連記事」】

それぞれの調査を総合すると、一九七七年以降の新しい研究を基に進められている。

有機水銀の環境基準は一九七六年、WHOが中心になって作った環境保健クライテリア（評価基準）で、毛髪水銀濃度で五〇ppmと定められ、この値を基に各国が環境基準を策定、わが国でも、五〇ppmを基準値として、各地で環境基準が作られている。

今回のクライテリア改定作業は、イラクの有機水銀中毒事件などを調査、公表するなどしているが、新たな厚生省の表面化によって、竹下首相は一層窮地に立たされ、剣ヶ峰の政局運営を強いられることになった。

リクルート事件関連の一連の動きは、竹下首相の「資金」問題にも波及、竹下首相は、「事実関係を調査し、国会で明らかにする」と強調するなど、リクルート事件関連の一日にも、自民党ニューリーダーとして急速に力をつけていた時期でもあり、リクルート社側からいろいろ相談があったが、「寄付」の形で行ったが、既に自民党幹事長時代、竹下首相は、「リクルート社からの二千五百万円の政治献金が行われた六一年、竹下氏は七月末、参同日選挙が行われ、竹下氏は七月末、参議院選挙、第三次中曽根内閣組閣、時の党役員人事で幹事長に就任した時期。

問題は、今回の献金の政治資金規正法上の処理、竹下氏との関係（政治献金）の届出は出ない、同法で法名を記載する義務があるが、「寄付」の場合は、「個人」として、竹下氏の名を記載しなければならない。

竹下氏が二ポスト中曽根内閣の幹事長時代、リクルート社が六一年に二千万円、三千万円のパーティー券購入の形で「寄付」がわれて、竹下首相は一層窮地に立たされ、剣ヶ峰の政局運営を強いられることになった。

リクルート社からの二千五百万円の政治献金が行われた六一年

IPCS問題1

- 1989年の熊日で発覚。
- IPCS（国際化学物質安全性計画＝WHOなどで構成）が問題提起。毛髪水銀の基準値が50PPMになっているが、最近の知見からすれば妊婦などは20PPM、もっと低い10PPMにすべきではないか、と各国に問題提起。
- これに対し環境庁。「これが認められると水銀の環境基準や水俣湾のヘドロ除去基準の見直し、新たな補償問題の発生、訴訟への影響など、行政への甚大な影響が懸念される」

IPCS問題2

- 反論のため委員会を設置するので、と大蔵省に予算を請求。
- しかし、公表された委員会名簿は黒塗り。委員の中には偽証まがいの人も。
- ところが、反論しようにも日本には海外が関心を寄せている長期微量汚染の研究データがなかった。
- 環境庁がどちらを向いて仕事をしているのかを示す好例。日本の医学の問題。認定医学

「5・1」を考える

水俣病公式確認56年

水俣病の公式確認から56年。水俣病特別措置法による未認定患者救済の終わりが近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う原田正純医師に寄稿してもらった。

寄稿　医師・原田正純

【1面参照】

補償で解決…忘却される患者

今年も5月1日がやってきた。水銀に汚染され、無残にも封じ込められた無数の生類たちが埋め立てられたその上で毎年、水俣病犠牲者慰霊式が行われる。一昨年は鳩山由紀夫首相（当時）も出席した。政府・県・市などの行政関係者、チッソ関係者、患者とその家族、マスコミ関係者が、水銀ヘドロの埋め立て地に集まって合同慰霊式が物々しい警戒のうちに行われる。

この日が水俣病公式確認の日であることは参列者の多くが知っているだろうが、国道3号線のすぐ下に、水俣病公式確認の契機となった第1号患者が、ひっそりと、生き続けていることを何人が意識しているだろうか。3号線からわずか100㍍も離れていない家に半世紀以上も密やかに、病魔との孤独な闘いを続けているのである。

その田中実子さんと会うと、水俣病は決して過去の話ではないことが分かる。彼女の姉は5歳で発病し、すでにいなくなった。言葉もなく自ら食事を取ることもできず、終日座って手をすり合わせるなど常同運動を繰り返している。一生懸命に介護していた両親はとっくにいなくなってしまった。母親が「この子を残して死ぬことは耐えられない」と涙ながらに訴えられたことがあった。これは単なる病気ではないのである。企業が起こした傷害・殺人事件で犯罪なのである。亡くなった両親に代わって介護していた別の姉もまた、病に倒れ療養中である。信じられないことだが、この姉は認定さえされていない。

3歳で発病した実子さんには1973年に原告側が勝訴した1次訴訟を通して一時金1800万円と月々の手当が出ているが、問題が終わったものとして世間から注目されることも少なくなった。5月1日の慰霊式の日にさえ訪れる者もなく、マスコミに取り上げられることもない。1次訴訟のあの時の裁判原告たちは「補償金をもらった」から問題は終わったものとして忘却されている。

補償金をもらったことで何が解決したというのだろう。津奈木の赤崎にも、芦北の女島にもひっそりと暮らしている胎児性水俣病患者がいる。この子たちも50歳を超えているのに忘れ去られたように、問題は解決済みとばかりにマスコミに取り上げられることもない。自宅で寝たきりで、年老いた両親から必死に介護されている患者がいることを、環境大臣だって全く意識していないのではないか。繰り返すが、最高裁が判断したように、これは企業と行政の犯罪行為なのである。

1次訴訟原告の浜元二徳さんは両親が急性劇症で殺され、自らも車椅子生活になった。これは事故ではない。殺人事件なのだ。七転八倒する父親を押さえつけ、看病した恐怖と無念が、チッソの会長や社長らに想像できるだろうか。二徳さんは「ダイナマイトで工場を爆破しようと思ったが、従業員のことを考えるとやめた」と語ってくれた。この優しさの何分の一なりをチッソが持っていたなら、水俣病の展開は違ったものになっていたであろう。

私と胎児性患者との初めての出会いとなり、胎児性患者の確認につながったのが金子一家である。父親は原因不明で熊大神経科に入院したが、退院後間もなく亡くなっており、後に水俣病と判明した。兄は小児性水俣病となり、弟は胎児性水俣病と診断された悲劇の一家である。病気に加えて差別と貧困もあった。家族の話を聞くたびに水俣病という社会病の根の深さに心が痛む。しかし、その記憶は次第に薄れ掛けている。

「何が辛かったかといえば、親戚、近所の人の冷たい目、学校の先生まで差別した。チッソも憎かったが、まわりも憎かった」と、2人の娘が公式確認第1号患者となった母親の田中アサノさんは繰り返し語ってくれた。近所はもちろん親戚からの差別にまで耐えなくてはならなかった。行政は全くの無策であるばかりでなく、チッソ擁護にまわった。信じられないことだが、革新と言われた政党も労働組合も無関心を装っていた。その後の歴史で彼らは政策的にも思想的にも大転換するのだが、それは70年代に入ってからである。

水俣病確認から半世紀。現在、多くの不知火海沿岸住民が水俣病特別措置法の申請に手を挙げている。彼らの大部分は間違いなく影響を受けているものである。彼らがようやく申請した理由は、自分が水俣病と思っていなかった人、政治的に隠そうとしてきた人、無関心だった人、差別を怖がって隠してきた人、認定された患者を差別してきた人など、さまざまである。

現在、行政・チッソはわずかばかりの和解金?で水俣病問題に終止符を打とうとしている。「生きているうちに救済を」という患者の痛切な思いを逆手に取っているとしか思えない。その証拠に、行政が主導しチッソの社員まで巻き込んだ申請運動で、現在の救済制度をPRしている。医学的には症状は「人一人異なり、程度にも差があるのが常識である。一律補償は本来医学とはなじまない、医学的実態の解明に水を差しかねないし、将来の医学研究に禍根を残しかねない。

「生きているうちに救済を」というスローガンの裏にある意味を読み取るべきであろう。裁判所も弁護団も支援者も、原告は病人であるから急ぐように」と主張するのを聞いたことがない。行政、チッソは控訴して引き延ばせば役人も担当者も代わる。先延ばしすれば良い。78年12月、一部の患者が起こした「待たせ賃訴訟」では熊本地裁、福岡高裁ともに「処分は2年が相当」という判決が出たことがある。原告が病人であることを考えれば妥当な判決であったろう。しかし、それは完全に無視され続けている。裁判の長さと煩わしさを考えるなら和解の方に手を挙げるのは当然であろう。

申請から21年目（亡くなって18年目）に認定を棄却された女性が起こした裁判がある。提訴から11年目の今年2月27日に、福岡高裁は水俣病と認める判決を下した。しかし、熊本県は3月8日、「行政の根幹にかかわる」として上告した。「行政の根幹」とは何なのか、県民に分かるように説明すべきである。

「行政の根幹」発言も、チッソ会長の「桎梏（しっこく）」発言も、自分の子どもが、夫が、妻が狂死した現場にたじろいだものになっただろう。少しは違ったものになっただろう。普通の事故死や病死ではないことを銘記すべきである。

「今こそ水俣病の原点に立ち戻るべきだ」と話す原田正純さん
＝熊本市の自宅で（石本智）

◇はらだ・まさずみ　1934年生まれ。59年熊本大医学部卒。同大大学院修了。神経精神科助手、講師を経て72年同大体質医学研究所助教授。99年熊本学園大社会福祉学部教授。「水俣学」を開講。2010年同大退職。熊本市在住。

「企業と行政の犯罪」と銘記を

用語解説

水俣病の公式確認　1956年5月1日、チッソ付属病院の細川一院長らが水俣市の幼い姉妹について、「原因不明の疾患の発生」を水俣保健所に届け出る。

1次訴訟　患者側が1969年、原因企業チッソを相手に起こした水俣病事件に関する県内初の裁判。73年の熊本地裁判決は企業責任を断罪。チッソが患者側に、一切の請求権放棄を約束させていた見舞金契約は公序良俗違反とし、無効にした。

水俣病特別措置法　2009年、未認定患者救済とチッソ分社化をセットにして成立。救済対象者には210万円の一時金などが支給される。10年5月に受け付けが始まってからの申請は約5万3千件。環境省は今年7月31日を申請期限と定めている。

待たせ賃訴訟　「待たせ賃」は認定処分の遅れによって申請者が受けた精神的苦痛に対する慰謝料。患者運動のリーダーだった故川本輝夫さんが名付けた。1978年提訴。一審熊本地裁も二審福岡高裁も原告側が全面勝訴したが、最高裁は福岡高裁に差し戻し。原告側の全面敗訴となった。

水俣病の桎梏（しっこく）　チッソの後藤舜吉会長（当時）が2010年、社内報の年頭所感で、水俣病特別措置法に基づく事業会社設立に触れ、「水俣病の桎梏から解放されることで経営は安定し、社員のモラールも向上すると期待する」と表現。被害者側が反発した。

原田正純さんが残した言葉・1

（2012年、77歳で死亡）

鹿児島県出身、熊本大学医学部（神経精神科）卒。

- 「見てしまった者の責任」

（なぜ、長年かかわり続けるか、と聞かれて。５０年以上、水俣病とかかわった。覚悟）

- 「鏡としての水俣病」

（水俣病は、私たちを映す鏡である。水俣病という鏡に、私たち、あるいは私たちの社会はどう映っているのだろうか。自戒する目）

- 「中立とは何か」

（普通は右と左があった場合、その真ん中が中立とされるが、強い者と弱い者がいた場合、中立とは何か、と自問。それは真ん中ではなく、弱い者の立場に立つことではないか、という）

原田正純さんが残した言葉・2

- 「水俣病が差別を生んだのではなく、差別のあるところに水俣病が起きた」

（水俣を初めて訪れたのは1961年。自然の美しさと病気の悲惨さの対比に驚く。貧しかった患者たちを診察する中で、このことに気付いたという）

- 「専門家の責任」

（現場主義が持論だった。専門家と称する人たちが歴史の中でどんな役割を担ってきたか、という自省から生まれた言葉。学会賞を受けた自分の記念碑的論文の誤りをその後訂正して出版した。訂正する勇気　①症状の固定②時期を固定③フォローしなかった（資料）

- 「宝子（たからご）」

（胎児性水俣病患者の上村智子さんとその一家の生活から拾った言葉。言葉の出ない智子さんだが、母親と心の交流をしていた。慈しみということ）

原田さんの本も『水俣病』（岩波新書）など多数ある。

成人の宴で、胎児性水俣病の智子さんを抱く父親の上村好男さん。
一家は長女の智子さんを「宝子」と呼んで慈しんだ。
（1977年1月15日　桑原史成写真集」より）

見えぬ全容

胎児性世代の被害は今 ①

60年前、水俣病は「小児奇病」として県衛生部に届けられた。メチル水銀の健康被害がいち早く顕在化したのは、子どもたちだったからだ。しかし、近年になって「社会が認識してきた子どもの被害はごく一部の重症者に限られ、多くの被害が見過ごされてきた」という声が強まっている。

患者「限定的に捉えた」

自己批判した原田医師

自分が水俣病なのかどうか検診を受けにきた女性の神経症状を調べる晩年の原田正純医師＝2009年、水俣市

母親の胎内で、毒物のメチル水銀を浴びた胎児性水俣病患者。その存在を明らかにしたのは、2012年に77歳で亡くなった原田正純医師だった。「胎盤は毒物を通さない」というのが医学界の常識だった時代。1964年に原田医師が発表した論文は、胎児性水俣病の詳しい臨床報告としては世界初で、翌年に日本精神神経学会賞を受賞した。

ところが、原田医師は09年、復刻させた論文に加えた解説で「被害を限定的に捉えていた」と自己批判した。患者の発生を時間的・地理的に限定したことや、症状が重い脳性まひ型に限定したことを過ちと断言。「重症者の底辺にいる軽症者に思いを巡らすべきだった」と後悔の言葉を連ねた。

実際、行政が水俣病と認めた認定患者のうち胎児性をはじめとする若い世代は少ない。

県は若い世代の患者認定を審査する場合、胎児性も含めた「小児水俣病の判断条件」を加味する。対象となる53年以降の出生者は、県がこれまで認定した患者1789人中、わずか70人しかいない。

熊本学園大水俣学研究センターが所蔵する90年代半ばの資料でも、熊本県と鹿児島県が認定した患者計約2200人のうち、戦後生まれは150人に満たない。

「政府が68年に公害認定する前、胎児性や小児性の患者は半数近かった」。原因企業内から患者を支えたチッソ水俣工場第一組合の元委員長で、水俣病研究を続ける岡本達明さん(81)＝東京都清瀬市＝は現状と比べ、「重症者の裾野に広がる被害を誰もが見過ごしてきた」と訴える。

原田医師は晩年、自らに課した宿題を解くかのように、裾野の被害解明に取り組んだ。

09年には、反省を踏まえた新たな論文を発表し「取り残された胎児性世代」の「見えがたい症状」の実態解明が重要だと強調。100例を目標に胎児性世代の臨床例を積み重ねる研究も進めたが、半分近くに達したところで病に倒れた。

「胎児性の研究を進めようにも、先生を取り巻く環境がなかなかそうさせてくれなかった」。熊本学園大水俣学研究センター長を務める花田昌宣教授(64)は、原田医師の研究者人生を振り返る。

水俣病をめぐる一連の裁判では、医学面から患者を支援。三池炭鉱炭じん爆発による一酸化炭素（CO）中毒やカネミ油症のほか、海外の水銀汚染の被害者からも頼りにされ、対応に追われた。さらに、患者認定をめぐる行政との争いは後年まで続いた。

「認定問題にあれほど時間を割かれずに済んでいたら、胎児性世代の被害解明にもっと没頭できたかもしれない」。花田教授はそう考えている。

（石貫謹也）

水俣病60年　第4部

2016.10.28

天皇とチッソ

- 昭和天皇は戦前と戦後の２回、チッソを訪問
- 1931年と1949年。「天皇が同一会社の工場を二度三度訪問するのはめずらしい」（チッソ社史）
- 1949年の時には「日本再建、生産増強のためしっかりお願いしますよ」と社員を激励『チッソの百年史』 チッソは戦前も戦後も“国策会社”
- 現在の皇后の祖父はチッソの元社長。結婚に際して宮内庁が熊本県知事に意見を求めた。

天皇、皇后の水俣訪問

- ２０１３年、天皇皇后両陛下が「第三三回全国豊かな海づくり大会～くまもと～」で水俣を訪問、患者たちと面会。胎児性患者との対面は石牟礼道子さんの要望。
- 水俣病資料館での第一声は、皇后の「御所浦はどこですか」だった。水俣病の歴史を踏まえての質問だった。
- 館長の案内で資料館を回った天皇は、胎児性水俣病の説明を聞くと、「水俣は見捨てられたんですね」と聞いた。館長がとっさのことで返事が出来なかったところ、また「水俣は見捨てられたんですね」と同じ言葉を繰り返されたので、館長は「そうです」と答えたという。この言葉は、次の語り部の話を聞いた後の感想とならんで、水俣病問題の本質の一端を突いている。
- 水俣訪問で三首の歌。「あまたなる人の患ひのもととなりし海にむかひて魚放ちけり」「患ひ元知れずして病みをりし人らの苦しみいかばかりなりし」「慰霊碑の先に広がる水俣の海青くして静かなりけり」。埋め立て地に歌碑。

水俣病資料館の語り部・緒方正実さんの話を聞く天皇、皇后両陛下（2013年10月27日）

天皇陛下の言葉

本当に、お気持ちを察するに余りあると思っています。真実に生きることができる社会をみんなで作っていきたいものだとあらためて思いました。本当にさまざまな思いを込めて、この年まで過ごしていらしたということに深く思いを致します。

今後の日本が、自分が正しくあることができる社会になっていく、そうなればと、みんながその方向に進んでいくことを願っています。

（２０１３年１０月２７日、訪問先の熊本県水俣市で。水俣病資料館語り部の会会長の緒方正実さんが、水俣病の歴史や自身が水俣病であることを伏せてきたことに触れたことへの返礼）

『8のテーマで読む水俣病』（弦書房）
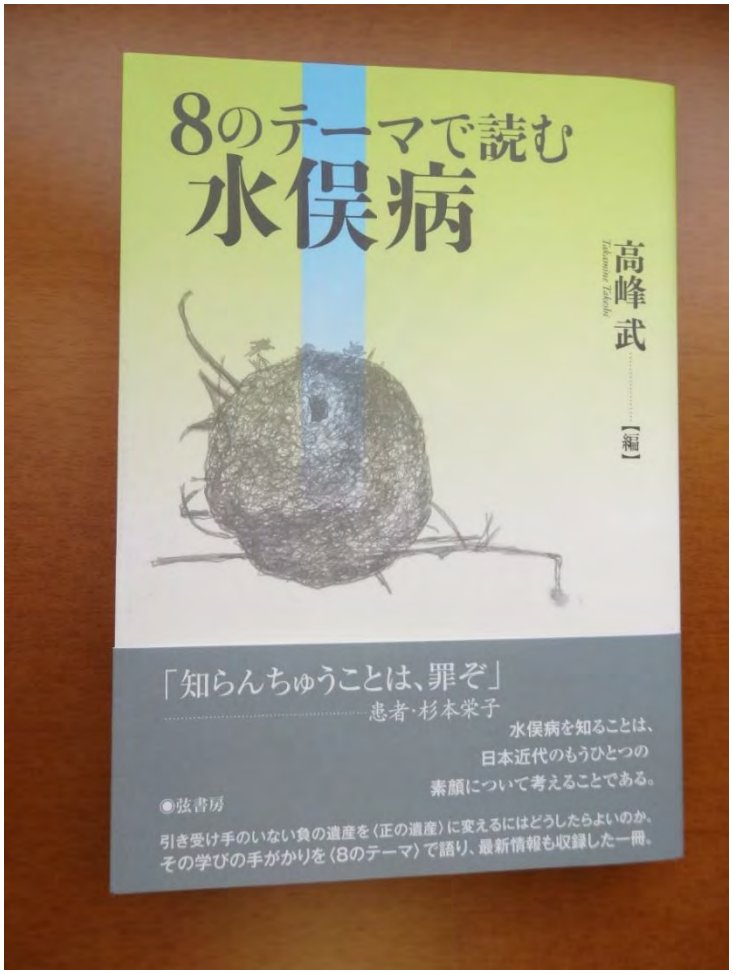
この本をぜひ参考にして下さい。